

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和4年8月23日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 天満屋ハピータウン原尾島店
所在地 岡山市中区原尾島一丁目5番1 外

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 海成株式会社
住所 岡山市北区錦町1番27号
代表者の氏名 代表取締役 千原 崇敬

(3) 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

別紙1のとおり

(変更後)

別紙2のとおり

(4) 変更年月日

別紙1・2のとおり

(5) 変更理由

別紙1・2のとおり

2 届出年月日

令和4年8月10日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和4年8月23日から令和4年12月23日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興・雇用推進課